

白鳳二年_{壬申}太政大臣大伴皇子企謀反擬奉
 誤天皇。于時天皇之御內心仁伊勢太神宮
 令祈申給。必合戰之間令勝御。前以皇子
 天皇太神宮御杖代可令齋進之由御祈禱
 有威應。彼合戰之日。天皇勝御_{世利}。仍御卽位
 二年_{癸酉}九月十七日。天皇參詣於伊勢皇太神
 宮_{志天}。令申御祈給_{倍利}。或本云。神宮參着了
 者。又或本云。從飯高郡遙拜皇太神宮歸御
 之_{禮具也}。件記文兩端也。_{肥日本紀也}白鳳四年_{甲戌}秋九
 月十三日仁多基子內親王參入於太神宮給倍

所太神宮御神寶物等於差_レ勅使_レ被_レ奉_レ送畢。
色目不_レ記。宣旨狀稱。二所太神宮之御遷宮事。廿年一
 度應_レ奉_レ令_レ遷御。立爲_レ長例也云々。抑朱雀
 三年以往之例。二所太神宮殿舍御門御垣等波。
 宮司相待破損之時。奉_レ修補之例也。而依_レ件
 宣旨一定_レ遷宮之年限。又外院殿舍倉四面重々
 御垣等所_レ被_レ造加也。
 持統女帝皇。
 卽位四年庚寅太神宮御遷宮。同六年壬辰豐受太神
 宮遷宮。
 元明女天皇。
 和同二年己酉於_レ太神宮外院之乾方。始立_レ宮司
 神館。五間二面。萱葺屋二字。定置永例料也。同
 二年太神宮御遷宮。同四年豐受宮御遷宮。靈龜
 三年八月十六日大風洪水。仍豐受神宮之瑞垣
 并御門一字流散。但件水御正殿之許一丈際專
 不_レ流寄。志天土下涌入也。甚神妙也云々。

卽位四年庚寅太神宮御遷宮。同六年壬辰豐受太神宮遷宮。

元明女天皇。

和同二年酉已於太神宮外院之乾方始立宮司神館。五間二面。萱葺屋二字。定置永例料也。同二年太神宮御遷宮。同四年豐受宮御遷宮。靈龜三年八月十六日大風洪水。仍豐受神宮之瑞垣并御門一字流散。但件水御正殿之許一丈際專不流寄志天下涌入也。甚神妙也云々。

造營	柄鋤	日祈	改	御膳	板料
----	----	----	---	----	----

右月十六日祭度會宮。十七日祭太神宮。稱宣。大内人各著明衣。分頭左右。宮司立中。次使忌部捧幣次馬。次使中臣。次使王。入就内院版位。使中臣申祝詞。訖亦神宮司宣祝詞。餘儀同。月次祭。

凡三時祭者前月十二月預前一月晦日爲祓所須各馬一疋。鍬十三口。麻十三斤。祝史料商布一段。

凡度會宮祔宜。內人等依例供進太神宮及度會宮朝夕御膳。餘宮不供。其御膳殿年料所須絹二疋。布八端。東席三枚。食單布二端。食薦三枚。神宮司充之。

凡每年七月。日祈內人爲祈平風雨所須組四丈。
太神宮五尺。度會宮五尺。荒祭宮月讀宮荒御玉。伊佐奈佐。伊佐奈佐。瀧原。小朝熊。多賀。久具。風神已上十座各三尺。
並神宮司充之。
太神宮三斤。度會宮一斤十座神四斤。度會郡神所座六斤五兩六分。各二兩二分。
十五斤五兩六分。

凡探營神田鉏鉞柄者。毎年二月先祭山口及木本。然後採之。所須鐵人像鏡。鉞各八十枚。

凡太神宮。廿年一度。造替正殿寶殿及外幣殿。度會宮及別宮餘社。皆採新材構造。自外諸院新舊通用。宮地定置

一歲至
限更還。其舊宮神寶，遷收新殿。但施綿之類，頒給太神宮司及祢宜內人等。神祇祭主處分亦共有分。

凡太神宮年限滿應修造者遣使使判官主典各一人但使判官任中良忌部兩氏孟冬始作之神宮七院社十二處朝熊社園相社槐社田乃家社蚊野社湯田社月夜見社草名伎社大間社須麻瀨賣社佐那社櫛田社其使供給充用神稅丁匠役封戶人夫糧食便用神稅若神稅不足用正稅自餘諸社宮司修理。

伊勢太神宮

八三

資料No1

4 回 8 年 10 月 10 日 星期六

竹籬、考異云貞
本竹籬當訓都
那聖武紀天平
十年十月到山邊部
竹籬村

原、原作、據本
九本及儀式改○
日九本作白、條
本與此同

北、林本京本无

官、條本九本及
儀式无、恐衍○
朱書補之

名、式、條本、據神
八、條本九本、
名、式、條本、據神
名、式、條本、據神

三、原作、據條本
九本、林本、貞本改

鎮魂

鎮魂 祭 中宮准此但
更不給衣服

延喜式卷二 神祇二 四時祭下

四四

坏、原作杯、今從
條本九本

已日晡時、供東宮鎮魂。

宇陀、葛木、竹籬等水分十九社。各加馬一疋。其神祇官人以下。齋料安藝木綿一斤。中臣宣。
庸布五段。短帖一枚。料及短帖准此。前祭十五。充忌部八人。木工一人。令造供神調度。
令二木工受之。當曹忌部官一人監造。若曹忌部官人及神部之中。忌部不足九人者。兼取諸司充
之。其潔衣料布。人別二丈七尺。官人細布一端。一人日米二升。酒六合。一升。三兩。鳥賊者。又加三兩。鹽二勺。
五勺。海藻一兩。但木工者不給潔衣及食。致齋之日平明。奠幣物於齋院案上并案下。所司預敷。掃部寮設
座於內外。神祇官人率御巫等入。自中門。就西廳座。東面北上。大臣以下入。自北門。就北廳座。
大臣南面。參議以上就東座。御巫就廳下座。群官入。自南門。就南廳座。北面東上。神部引祝部等入。立
於西廳之南庭。既而神祇官人降就廳前座。大臣以下及諸司。共降就廳前座。中臣進就座宣祝詞。每一
段畢。祝部稱唯。宣訖中臣退出。大臣以下諸司拍手兩段。不稱唯。然後皆還本座。伯命云。奉班幣帛。
史稱唯。忌部二人進夾案立。史以官次。唱御巫及社祝。祝稱唯進。忌部頒幣帛畢。大神宮幣帛畢。別
史還座申頒幣訖。諸司退出。月次祭儀准此。

國司祭祈年神二千三百九十五座

大一百八十八座。東海道卅二座。東山道卅八座。北陸道十三座。山陰道
卅六座。山陽道十二座。南海道十九座。西海道卅八座。
座別絲三兩。綿三兩。
小二千二百七座。東海道六百八十座。東山道三百卅座。北陸道三百卅八座。山陰道
五百廿三座。山陽道百廿四座。南海道百廿四座。西海道六十九座。
座別絲二兩。綿二兩。

延喜式卷一 神祇一 四時祭上

一一

出。大膳職造酒司供八代物。同時奏。中宮。東。縫殿寮令媛女參入。即大臣昇就座。北面喚。召使宣。喚式
部。召使稱唯退出喚之。即判官已上一人進就版位。大臣宣。諸司令參入。即稱唯退出令參入。五位以上就
位以下分就。坐定。大臣命召使令喚治部。令歌女參入。又喚大藏省。令賜齋木綿。並如上儀。訖神祇伯召
御琴彈某甲。二人共。次喚笛工某甲。二人共。又命云。御琴笛會之。四人共。稱唯。先吹笛一曲。即調御琴。歌者始奏
神部於堂上催拍手。御巫及媛女等依例舞。訖即神祇官五位六位各一人。中臣。及侍從五位以上二人。
宮內丞一人。內舍人二人。大舍人二人。以次進舞於庭。訖就本座。辨官命官掌喚宮內省。令賜酒食。行
酒三杯以後。拍後手退出。

カトカンノ
風神祭

神嘗祭ニハノ 謂。神衣祭日。
更即祭之。

下卯大嘗祭

等類是也。神主各受官幣帛而祭。

或云寅日麒麟祭者謂上卯從寅日也(案)

季冬月次祭

鎮火祭

前件諸祭供神調度及禮儀齋日皆依別式其祈年月次祭者百官集神祇

官。中臣宣祝詞。宣者。布也。祝者。贊辭也。言以二告神祝詞。宣聞百官。故曰宣祝詞。

忌部班幣帛アカデヒヤクツ。謂班猶領。其中臣忌部者。當司及諸司中取用之。

九
天
皇
卽
位

惣祭^{アレ}天神地祇^ニ
一答者。毎世一年。國司行^フ事。是也。
謂。卽位之後仲冬乃祭。下條所^レ謂大

散齋一月。謂仲冬之月。致齋三

日。謂自_レ丑至_レ卯。其辰日以後。即爲_二散齋_一。故下條云。致齋前後。兼爲_二散齋_一也。

其大幣者。三月之内令修理訖。目金水桶金線柱奉伊勢

神宮。楮戈奉_レ住吉神_二之類是也。三月之内者。唯據_レ月言。不_二以_一日計。即始_レ自_二九月。終_二十一月_一也。修理者。此言_二新造_一也。

凡散齋之内諸司理事如舊不得吊喪問病。
謂有二重親喪病者。不在二重祭之限也。
 食穴亦不判刑。

殺^ズ・不^レ決^シ・罰^セ・罪^ヲ・人^一・不^レ作^ス・音^ニ・樂^ヲ・謂。不^レ作^ス・絲竹・歌舞之類也。・不^レ預^ス・穢^ニ・惡^ノ・之^一・事^ニ・謂。穢惡者。不淨之物。鬼神所惡也。・致^シ・齋^ニ・唯^ニ・祭^ニ・祀^ニ・

凡一月齋爲大祀。謂上條云三散齋一月。卽此條祗齋者。皆散齋也。唯於一日齋。更無三散齋。其致齋者。皆在三散齋限內也。

三日齋爲中祀。一日齋爲

九踐祚之日。
謂。天皇卽位。謂之踐祚。祚位也。福也。

中臣奏天神之壽詞。謂以神代之古事。爲萬壽之寶詞也。

忌部上ニ神璽之鏡

劍クチヲ。謂。重信也。猶云ニ神明之徵イナシル。
一信シルシ。此卽以ニ鏡劍一稱ノ重。

凡大嘗者。每_二世_一一年。國司行_レ事。以外每_二年_一所司行_レ事。
謂。所司者。在京諸司預祭事二者是也。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

九祭祀。所司預申官。謂。所司者。神祇官也。預申。官散齋日。平日。頒告諸司。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

九供祭祀幣帛。飲食及菓實之屬。所司長官。親自檢校。必令精細。勿使穢雜。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

九常祀之外。須向諸社。供幣帛者。皆取五位以上卜食。謂。凡卜者。必先盥手。然後灼之。兆顯食。是爲卜食。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

者充唯伊勢神宮。常祀亦同。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

九六月十二月晦日大祓。謂。祓者。解也。除不祥也。者中臣上御祓麻。東西文部。謂。東漢文直。西漢文首也。上祓。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

刀讀祓詞。謂。文部漢音。訖。百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部爲解除。

九諸國領大祓者。每郡出刀一口。皮一張。鉞一口。及雜物等。戶別麻一條。其國造出馬一疋。

〔祭祀條（舊本無）〕
祭本條

九神戶調庸及田祖者。並充造神宮。及供神調度。其稅者。一准義倉。謂。租稅者。並是義倉者。不出舉也。皆國司檢校申送所司。

僧尼令第七

九貳拾條

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

九僧尼上觀玄象。假說災祥。語及國家妖惑百姓。謂。天文爲玄象也。非眞曰假也。天反時爲災也。吉凶先見爲祥也。過誤爲妖言也。語及國家者。不致指斥尊號。故託曰國家也。言假說之語。開涉人主也。妖惑百姓者。以假說之言。惑一人以上。其自觀玄象。至惑百姓。愆是一事。相須得罪也。若上觀玄象。所說有實。及非觀玄象。說他災祥。并雖說玄象。而不惑人者。並入下條也。

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

并習讀兵書。謂。雖不成成業。亦是也。若書之而不習。及畜餘禁書者。亦入下條也。殺人姦盜。謂。若殺及姦家人奴婢。并姦盜未得者。並依下條也。及詐稱得聖道。謂。四果聖人之道也。並依法律。付官司科罪。謂。不論罪之輕重。皆先還俗。何者。案道僧格。犯詐稱得聖道。得聖道等者。罪雖輕。從例除名。罪若重。仍依當贖法。准此言之。僧尼詐稱。

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

九僧尼卜相吉凶。謂。灼龜曰卜。視地曰相。占筮亦同也。及小道。巫術。謂。厭符。巫者之方術。既是淫邪多端。不可具言。是療病者。皆還俗。其依佛法持咒救疾。不在禁限。

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

九僧尼自還俗者。三綱錄其貫屬。謂。還俗者。先已還俗者。非今始還俗。故下文云。師主三綱。隱而不申也。三綱者。上座。寺主。都維那也。京經僧綱。自餘經國司。並申省除附。若三綱及師主。謂。依止師是也。自爲白衣一時服事者也。出家以後受業亦同也。隱而不申。卅日以

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

令義解 卷二 僧尼令

〔僧尼令（舊本無）〕
僧本條

八

目錄、條本九本
 延喜式目錄、京
 式目録、并載格
 式目録、并載格
 格第一、式目下
 格第二、式目下
 格第三、式目下
 格第四、式目下
 格第五、式目下
 格第六、式目下
 格第七、式目下
 格第八、式目下
 格第九、式目下
 格第十、式目下
 臨時格、式目下
 臨時格、式目下
 臨時格、式目下

延喜式目錄

卷第一	神祇一	四時祭上
卷第二	神祇二	四時祭下
卷第三	神祇三	臨時祭
卷第四	神祇四	伊勢太神宮
卷第五	神祇五	齋宮寮
卷第六	神祇六	齋院司
卷第七	神祇七	膳所大嘗祭
卷第八	神祇八	祝詞
卷第九	神祇九	神名帳上
卷第十	神祇十	神名帳下
卷第十一	神祇十一	神名帳下

一、續目錄及條
 本九本補

延喜式卷第一 神祇

四時祭上

日本紀云安万乃日嗣
 凡歲祚大嘗祭爲大祀。祈年。月次。神嘗。新嘗。賀茂等祭爲中祀。大忌。風神。鎮花。三枝。相嘗。鎮魂。鎮火。道
 饗。園神。松尾。平野。春日。大原野等祭爲小祀。風神祭已上。並諸司齊之。鎮花祭已下。祭官齊之。但小
 凡祈年祭二月四日。大忌風神祭並四月。七月四日。月次祭六月。十二月十一日。神嘗祭九月十一日。其子
 午卯酉等日祭。各載本條。自餘祭不定。日者。臨時擇日祭之。

二月祭

世、原作三
 十、今從條
 本九本、下同
 冊、原作四十、今
 從同上、下同

祈年祭神三千一百卅二座
 大四百九十二座 三百四座案上官幣
 小二千六百卅座 四百卅三座案下官幣
 神祇官祭神七百卅七座

奠 幣案上神三百四座 宮中卅座。京中三座。畿內。山城國五十三座。大和國一百廿八座。河內國廿三座。和泉國一座。攝津國
 道。近江國五座。北陸道。若狹國一座。山陰道。伊勢國十四座。伊豆國一座。武藏國一座。安房國一座。下總國一座。常陸國一座。東山
 道。播磨國三座。安藝國一座。南海道。紀伊國八座。阿波國二座。

延喜式卷一 神祇一 四時祭上

通が喜んださまは、『左経記』にも「喜悦セシメ給フ事限リ無シト云々」(正月十一日)と記されている。ハ意定は寛仁元年(一〇七六)六月二日に没み誕生して七日目の夜の祝宴。『左経記』によれば、十六日が七夜、「わかばえ」の巻には、第三句「わかばえに」。「若枝にわが子頼通をた」とある。「春のみどり」と通房が「春」一月生れであることを詠みこみ「みどり」は松の新芽の緑と「嬰兒」をたとえて祝意をあらわし、喜びを率直に歌う。一孫では後一条帝と東宮を別にした第一の人物というので、三「大藏冠常座ニテ誕生、仍リテ此所ヲ祝マ」(東松本裏書)。「藤氏家伝」では、推古天皇二十二年大和国高市の人とし、藤原第に生れたとする。三「延喜式」神名帳に鹿島は数の少ない「神宮」と称されて名神大社となる。現、茨城県鹿島郡鹿島町に鎮座。四祭られていたのは武甕槌神の神古語拾遺。建御雷命の神とも。天孫降臨に際して、経津主神の神(香取の神)とともに天照大神の命で出雲、諏訪そして東国を平定した武神。二「その御代」は鎌足の在世時を指す。六藤原氏出身の帝、后、大臣であらう。七奉幣使。

道長(藤原氏物語)

大鏡人

一春日山の西峰、春日神社の背後にある山。「ふる」は神をうつし、遷座すること。平城京遷都に際して、三笠山の頂上に鎮座した。また、神徳天皇の神護景雲二年(七二〇)に現社地に遷る。二春日四所明神というように、第一座に武甕槌神の神(鹿島社の神)、第二座に経津主神の神(香取社の神)、第三座に藤原氏の祖神である天兒屋根命、第四に比売神(次將)と内侍使が派遣される。なお、頼通が寛弘元年(一〇四二)に春日祭使となつてから、摂関家の中少將を務めるならいとなつた(江家次第)。四春日祭の例祭は年二回行われる。賀茂・石清水社とならぶ当時もつともさかん祭。五大原野神社は長岡京のとき春日の地から乙訓郡大原野村小堀山麓(現、京都市西京区大原野南春日町)に勧請した。「この京(平安京)のときに社殿が整い、平安京の鎮護と藤原氏の神として厚く信仰された。藤原氏出身の中宮もよく参詣した。六大原野祭、年二度が恒例。藤原氏の勅使が立ち、氏人の参詣があつた。七走馬、二八ハ注三。ハ「し」は強意の助詞。九吉田神社。現、京都市左京区吉田神楽岡町に鎮座。一〇貞観年間(八六〇)に、山蔭が氏神である春日社を勧請。当初は私的に祭られていた。二一条帝が即位した寛和二年(八六六)に、大原野神社に準じて公祭となつた。一条帝の母詮子が、

くさへおはすること。故左兵衛督は、人柄こそ、いとしも思はれたまはざりしかど、もとの貴人におはするに、また、かく世をひびかす御孫の出でおはしましたる、なき後にもいとよし。七夜のこととは、入道殿せさせたまへるに、つかはしける歌、

年を経て待ちつる松の若枝にうれしくあへる春のみどり

帝・東宮をはなちたてまつりては、これこそ孫の長とて、やがて御童名を長君とつけたてまつらせたまふ。

この四家の君達、昔も今もあまたおはしますなかに、道絶えすすぐれたまへるは、かくなり。

二八藤原氏の
その鎌足のおとど生まれたまへるは、常陸
氏神の由来
国なれば、かしこに鹿島といふ所に、氏の

御神を住ましめたてまつりたまひて、その御代より今にいたるまで、新しき帝・后、大臣立ちたまふ折は、幣の使がなら

ず立つ。帝、奈良におはしましし時に、鹿島遠しとて、大和

国三笠山にふりたてまつりて、春日明神と名づけたてまつり

て、今に藤氏の御氏神にて、公家、男・女使たてさせたまひ

后宮・氏大臣・公卿、皆、この明神につかうまつりたまひて、

二月・十一月上旬の中の日、御祭にてなむ、さまざまの使たち

ののしる。帝、この京に遷らしめたまひては、また近くふり

たてまつりて、大原野と申す。二月の初卯の日、霜月の初子

の日と定めて、年に二度の御祭あり。また同じく公家の使た

つ。藤氏の殿ばら、皆、この御神に御幣・十列奉りたまふ。

なほし近くとて、またふりたてまつりて、吉田と申しておは

しますめり。この吉田明神は、山蔭中納言のふりたてまつり

たまへるぞかし。御祭の日、四月下の子、十一月下の申の日

とを定めて、「わが御族に、帝、後の宮立ちたまふものなら

ば、公祭になさむ」と誓ひたてまつりたまへれば、一条院

の御時より、公祭にはなりたるなり。

けで、そのまま幼名を「長君」とお付け申しあげなさいました。
この藤原四家の君たちが昔も今もたくさんいらつしやる中で、その系統が絶えず、他家にまさり来えていらつしやる家は、まずこのとおりです。

二四藤原氏の御氏神(天兒屋根命)をこ鎮座申しあげられて、その御代から今に至るまで、新しい天皇・后、大臣がお立ちになるときは、奉幣使が必ず差遣されます。天皇が奈良に遷都された時に、鹿島が遠い

というので、大和国三笠山にご遷座申しあげて、「春日明神」と名づけ申しあげ、今に至るまで藤原氏の御氏神として、朝廷から近衛使と内侍使という、男女の両勅使をご差遣なされ、后や藤原氏の大官・公卿方が、皆、この春日明神にお仕えなさり、二月と十一月の初めの申の日がご祭日、さまざまの御使が差遣されて、大にぎわいします。この平安京にお遷りになってからは、また都近くへ遷座申しあげて、大原野神社と申します。二月の初卯の日と、十一月の初の子の日を定日として、年に二度の御祭があります。これにもまた同じように、朝廷から勅使が差遣されます。藤原氏の殿方は、皆、この御神に御幣を捧げ、十列を奉納なさいます。その後、なおも近くへというので、またご遷座申しあげ、これを吉田神社と申して、鎮座せられておられる様子です。この吉田明神は、山蔭中納言がご遷座申しあげなされたのです。御祭の日、四月の最後の子の日と十一月最後の申の日と定めて、「わが一族の中から天皇・后がお立ちになれるものなら、奏請して官祭にしよう」とお誓い申しあげられていたのですから、そのご祈願のこなつた一条天皇の御代から、官祭となつたのです。